

神戸市立伊川谷中学校育友会規約

第 1 章 名 称

- 第 1 条 この会は「神戸市立伊川谷中学校育友会」という。
この会は事務拠点を神戸市立伊川谷中学校におく。

第 2 章 目 的

- 第 2 条 この会は、在校生保護者と学校運営協議会の協力によって、次のことを目的として活動する。
(1) 生徒の幸せと安全を守るため、家庭と学校と地域の連携によって、保護善導する任意団体である。
(2) 家庭と学校と社会における教育環境を良くする。

第 3 章 運 営 方 針

- 第 3 条 この会は、学校活動の支援を本旨として運営する。そのため、基本方針を次のように定める。
(1) 教育文化福祉のために活動する団体および地域機関と連携・協力する。
(2) 学校の人事や、保護者のプライバシーには干渉しない。
(3) 個人情報保護法など各法令の遵守。
(4) 特定の政党や信教にかたよることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為は行なわない。
(5) 会の名や役員の名で、公私の選挙候補者を推薦しない。

第 4 章 会 員 の 資 格

- 第 4 条 この会の会員となることのできる者は、次の通り。
1、この学校に在籍する生徒の保護者で入会の意志を示した者、或いは
2、この学校の校区に居住し、この会の主旨に賛同する者のうち、学校運営協議会の承認を得た者。

第 5 章 経 理

- 第 5 条 この会の経費は、寄付・利子などその他の収入等によってまかなわれる。
第 6 条 この会の会費は徴収しない。ただし第 10 条に定める例外を除く。
第 7 条 この会の年間事業計画に基づき、必要な予算を総会で決める。
第 8 条 会費は徴収せず、全ての生徒に係る費用のみ、学校長と協議し学校徴収金として実費徴収する。
第 9 条 特別に費用を集める時、或いは会費を設ける際は、臨時総会を開き会員の過半数以上の承認をうける。
第 10 条 この会に利子や寄付金などがあつた場合はそれを受け、学校と会とで管理、活用する。
第 11 条 この会の活動年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
第 12 条 この会の会計は、活動年度終了後、できるだけ速やかに会計監査を受ける。
第 13 条 会計監査の結果は、定期総会で報告され承認を受ける。
第 14 条 緊急の支出等、急を要する事態が発生した場合は、本会会長と学校長が検討し決定する。

第 6 章 会 計 監 査 委 員

- 第 15 条 この会の経理を監査するために、会計監査委員を選任する。
2. 会計監査委員の必要定員は、2 名以下とする。
3. 会計監査委員は、必要に応じいつでも監査することができる。
第 16 条 会計監査委員は、学校運営協議会により選任される。
第 17 条 会計監査委員の任期は 1 年とし、再任は妨げない。

第 7 章 運 営 委 員 会

- 第 18 条 運営委員会には、次の役員及び委員を置く。
(1) 会長 1 名 (2) 会計担当 1 名
(3) 会計監査委員 2 名以下 (4) 運営委員 (顧問を含む) 若干名
第 19 条 運営役員の選出については、学校運営協議会にて選任される。
第 20 条 運営委員の任期は 1 年とし、再任は妨げない。また運営役員については
2. 新たに役員が選出されるまで、役員は引き続きその会務を行なう。
3. 運営役員の任期は、このかぎりではない。

- 第 21 条 会長は、次の会務を行なう。
- (1) 学校運営協議会の指名により選任され、この会の一切の会務を統轄する。
 - (2) 総会及び運営委員会を招集し、会議の議長となる。または総会の議長を指名できる。
 - (3) 学校長と協議し、必要に応じ活動内容を決定する。

第 22 条 活動は必要に応じ、都度有志の会員保護者から募集し、これを運営委員とする。

- 第 23 条 この会に顧問及び参与をおくことができる。
2. 顧問及び参与は毎年新しく会長が、出張所長、農協支所長、自治会会長、青少協支部長へ委嘱する。
 3. 参与は地区会長から委嘱する。
 4. 顧問・参与ならびに学校運営協議会は総会等に出席し、意見をのべることができる。

第 8 章 運営委員会の会務

- 第 24 条 運営委員会の会務は、次の通りとする。
- (1) 会活動の全体計画を立てる。
 - (2) 学校ならびに保護者から提案された事業計画を審議検討する。
 - (3) 総会に提出された議案を調整する。
 - (4) 必要ある時は、臨時の運営委員会を設ける。
2. 運営委員会は、運営役員・運営委員・校長によって構成される。

第 9 章 総 会

- 第 25 条 総会は全会員をもって構成され、本会の決議機関である。
- 第 26 条 会計及び会計監査委員の決定、会計、年度事業計画その他重要なことからは全て総会にかかって決める。
- 第 27 条 総会は定期総会と臨時総会にわけらる。定期総会は年 1 回以上開く。臨時総会は運営委員会の役員が必要と認められた時、又は会員の 10 分の 1 以上の要求があった時に開くことができる。
2. 総会の決議は、出席した会員の過半数で決める。
 3. 大規模な自然災害や感染症のまん延、その他の事情のほか、定期総会も書面総会により議決する。

第 10 章 補 則

- 第 28 条 この規約を改める時は、学校運営協議会で検討し、総会にはかる。
- 第 29 条 この規約以外に決める細やかな規定の変更は、この規定の基準に沿って学校運営協議会が決める。
2. その場合は速やかに全会員に報告しなければならない。
 3. 大規模な災害や感染症のまん延等により、活動が著しく困難な場合は、会長が活動の休止を決定する。
 4. 会長に事故等があった場合は、学校運営協議会がその会務を代行または、運営役員から指名する。
 5. 本会の活動は、令和 4 年度の総会を以って適用する。

令和 4 年 4 月 1 日	作 成
令和 4 年 6 月 1 日	より適用する
令和 5 年 3 月 31 日	一部改定 会計監査の人数
令和 6 年 3 月 31 日	一部改定 会員の資格、会費徴収の廃止など